

緑化工事助成のてびき

※緑化工事（塀の撤去を含む）に着手する2週間前までに申請が必要です。

景観、防災、環境に配慮した緑豊かなまちづくりのために、足立区では、緑化を行う方に対し、工事費の一部を助成しています。

建物の新築・建替えや塀の撤去をお考えの方は、ぜひご活用ください！



！このような方には助成できません。

- 公共の自治体・公立の教育機関など
- 緑化や塀の撤去において、足立区細街路整備事業でこの制度と同様の助成を受ける方
- 既存の樹木を撤去して、植え替えを行う方
- この5年以内に、この制度による助成金を受けた敷地・建築物を対象とする方

！緑化計画書提出対象*①②の場合は、ご注意を！

- *①敷地面積200㎡以上の敷地で、**一戸建て以外**の建築物及び工作物を新築、改築、又は増築
- *②自動車等（バイク・自転車含む）の収容能力が、20台以上の駐車場を新設又は変更

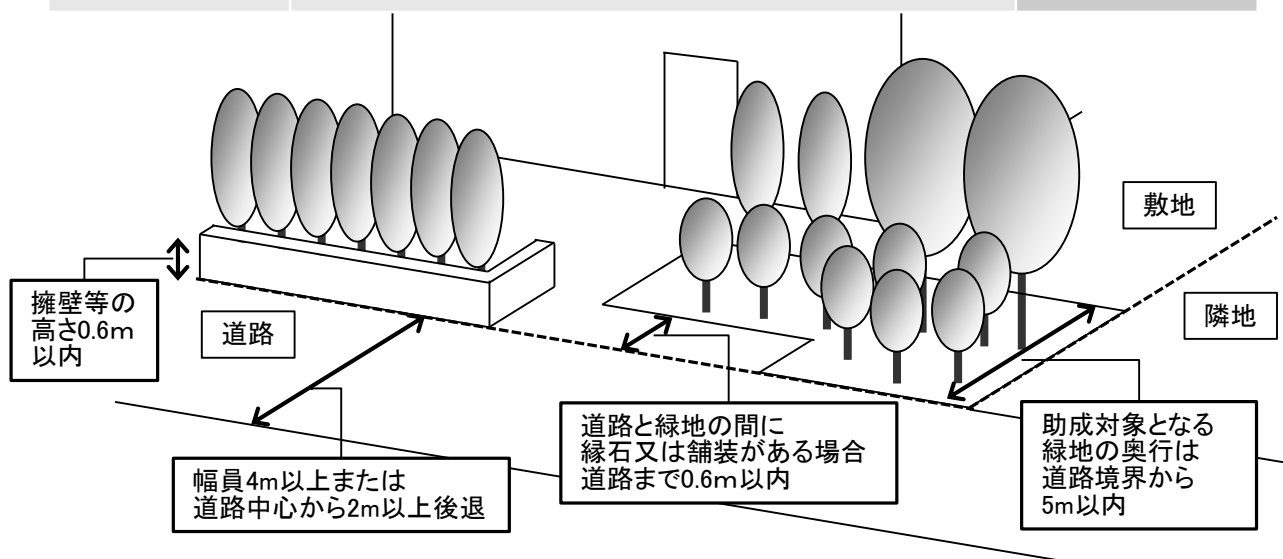
- 緑化基準の緩和又は振替の措置を受けずに区長の認定を受けた緑化計画書に基づき、緑化を行ってください。
- 緑化工事の助成は、足立区緑の保護育成条例施行規則で定める、以下の緑化基準を超える範囲に限ります。
 - ≫敷地面積が500㎡以上の場合：同施行規則別表第2に定める【接道部の緑化】基準
 - ≫敷地面積が1000㎡以上の場合：同施行規則別表第3に定める【建築物上の緑化】基準

接道部の緑化工事①

☆所有している敷地内で、道路に接する部分に緑化する場合に、助成が受けられます。

<交付額>

区分	交付額の算定方法(各区分ともア・イの小さい方)	交付限度額
生垣	ア 助成単価(15,000円/m) × 生垣延長 イ 工事費実費	300,000円
植込地	ア 助成単価(15,000円/m ²) × 植込地面積 イ 工事費実費	
フェンス緑化	ア 助成単価(2,000円/m) × フェンス緑化延長 イ 工事費実費	
塀の撤去	ア 助成単価(5,000円/m ²) × 塀面積 イ 工事費実費	



<助成の条件> ※生垣・植込地共通

- ❑ 助成対象となるのは、公道・私道を問わず人や車が通る通路等のうち、幅員4m以上又は道路中心から2m以上後退した道に接する場所
- ❑ 緑地と道路との間に縁石又は舗装がある場合は、道路までの距離が0.6m以内
- ❑ 緑地と道路との間に擁壁等がある場合は、擁壁等の高さが道路から0.6m以下かつ植え付ける植物の高さが擁壁等より高い
- ❑ 助成対象となる緑地の奥行は、道路境界から5m以内

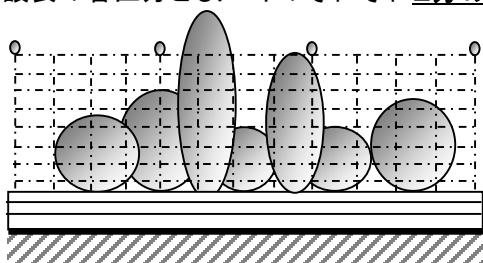
<生垣、植込地をつくり、道路との間にフェンスを設置する場合>

次の①②を全て満たすものが助成対象

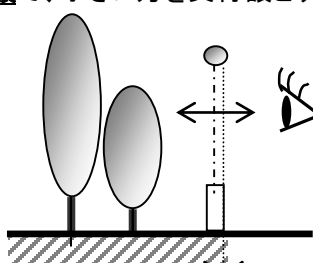
- ① 正面から見たときの格子部分の隙間の割合が概ね50%以上
- ② 正面から見たときの格子部分の隙間から樹木が視認できること

交付額表の各区分ともア・イのそれぞれ2分の1の額で、小さい方を交付額とする

※フェンス緑化をする場合は、交付額は2分の1の額になりません



立面図

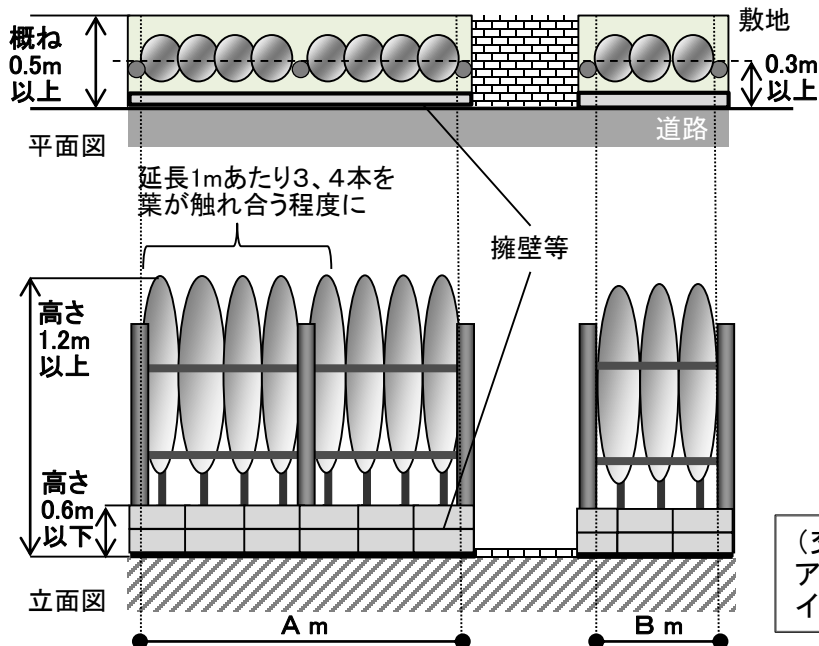
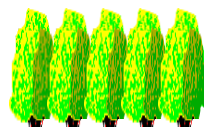


断面図 敷地 道路

- ・隙間の割合が概ね50%以上
- ・樹木が視認できる

接道部の緑化工事②

区分【生垣】

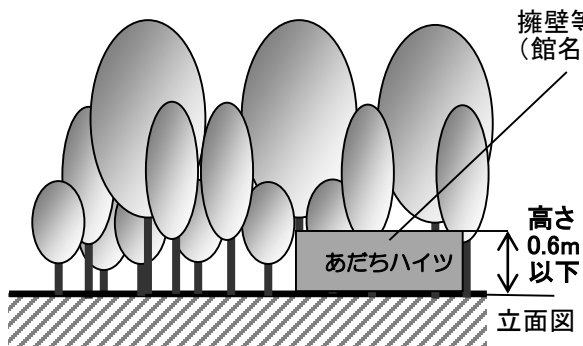
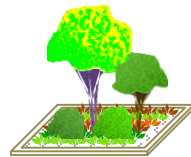


<助成の条件>

- 生垣の高さは1.2m以上
- 生垣延長は合計が1m以上
- 生垣の中心線と道路との間が0.3m以上
- 生垣の延長1mあたり3、4本を目安に、樹木を葉が触れ合う程度に植え付ける
- 生垣の幅は概ね0.5m以上
- 生垣延長は、両端の樹木の樹冠外側を結んだ長さ(※樹冠外側が植栽基盤外にあるときは、植栽基盤までの長さとする)

(交付額)ア・イの小さい方
 ア 15,000円 × (A+B)m
 イ 工事費実費

区分【植込地】

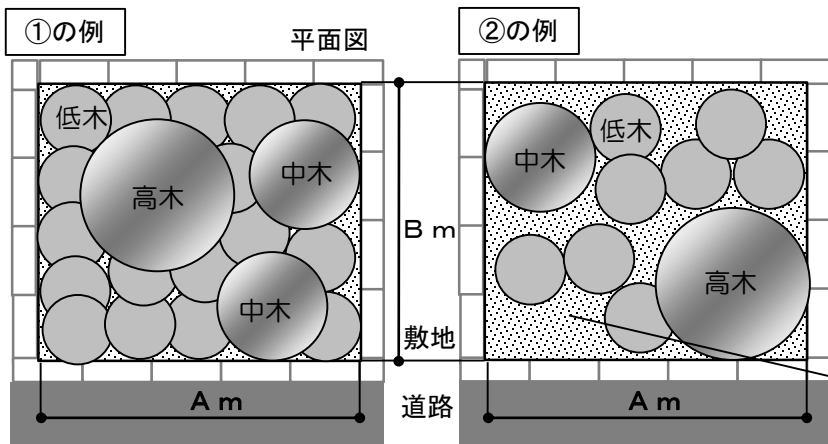


<助成の条件>

- 植込地が道路に合計1m以上接する
- 植込地の面積は合計が1㎡以上
- 植込地の幅は概ね0.5m以上
- 対象緑化面積は、植栽基盤の面積とする(※生垣が同じ区画にあるときは、0.6m × 生垣延長で求める生垣面積を減じた面積とする)

☆①または②のいずれかを満たしてください

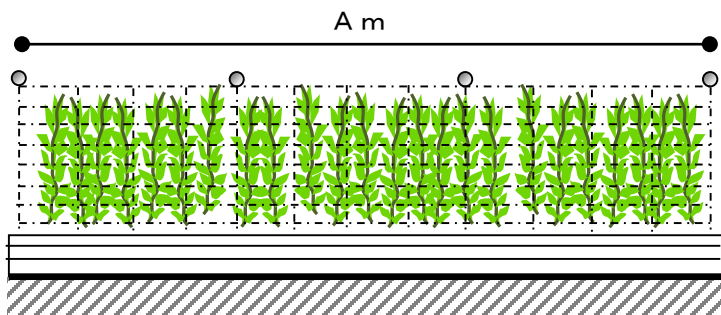
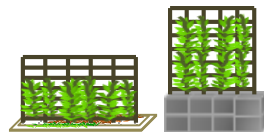
- ① 植込地の全面積を樹木で被覆している。
- ② 植込地の2分の1以上の面積を樹木で被覆し、残りの面積をツル植物又は草花等で被覆している。



(交付額)
 ア・イの小さい方
 (①②とも)
 ア 15,000円 × (A × B)㎡
 イ 工事費実費

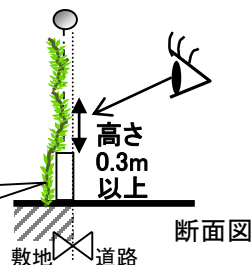
接道部の緑化工事③

区分【フェンス緑化】



立面図

(交付額)ア・イの小さい方
 ア 2,000円 × A m
 イ 工事費実費



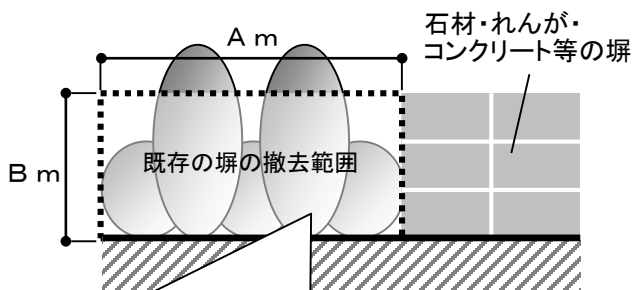
断面図

ツル植物をプランターや鉢植えなどの移動可能なものに植え付けた場合は、助成対象になりません。

＜助成の条件＞

- 枝葉に覆われた部分が、道路に合計1m以上接する
- フェンス等に誘引可能な性質のツル植物で、0.3メートル以上の長さのものを用いる
- フェンスの延長1メートル当たり4、5本を目安に、被覆に適した間隔で植え付ける。
- フェンスを垂直方向に0.3メートル以上枝葉で覆い、かつ道路から視認できるようにする。

区分【塀の撤去】



＜助成の条件＞

☆①または②のどちらも助成が受けられます。ただし、いずれも緑地が助成の条件を満たすことが必要です。

- ① 既存の塀を撤去し、新たに緑地をつくる
- ② 既存の塀を撤去したことにより、既存の緑地が道路から見えるようになる

道路から正面に見たときの立面部分の面積です。
 ※側面や背面の控え壁などは、助成対象になりません。
 ※②の場合、既存の塀のうち、緑地が道路から見えるようになった部分に限り助成対象となります。

(交付額)ア・イの小さい方
 ア 5,000円 × (A × B) m²
 イ 工事費実費

※必ず、塀を撤去する前に申請が必要です！

(参考)工事費実費に含まれるものの主な例 (接道部緑化)

生垣 植込地 フェンス緑化	○	用土・土壌改良材・植物・支柱(誘引資材を含む)等の材料費及び施工費
	×	縁石、柵(フェンスを含む)その他工作物等の設置に係る費用
塀の撤去	○	撤去費及び発生材処分費

※工事費実費には諸経費及び消費税を含むものとし、領収書等に交付承認以外の緑化工事範囲を含む諸経費等が一式計上され、分割が困難な場合は、原則として延長又は面積で按分して算定した額とする

建築物の緑化工事

☆所有している建築物の屋上や壁面に緑化する場合に、助成が受けられます。

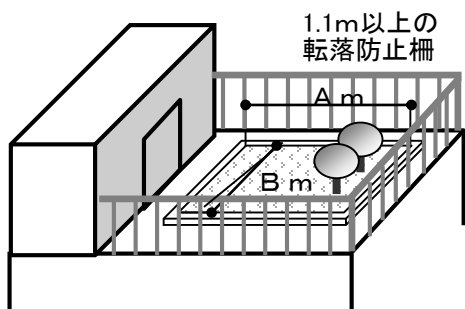
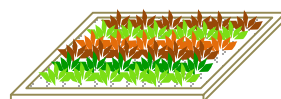
<交付額>

区分	交付額の算定方法(各区分ともア・イの小さい方)	交付限度額
屋上	ア 助成単価(15,000円/㎡)×緑化面積 イ 工事費実費の1/2	300,000円
壁面	ア 助成単価(5,000円/㎡)×緑化面積 イ 工事費実費の1/2	

<助成の条件> ※屋上・壁面共通

- 建築物の構造・積載荷重・緑化工事の仕様の適否について自身で確認する。
- 植物が永続的に生育可能な構造及び設備等を有する
- 緑化面積が合計で1㎡以上
- 土の流出及び飛散防止並びに樹木の固定等の風水害対策を講じている
- 植栽基盤は固定されている又は容易に移動できないものとし、固定しないプランターを使用する場合は容量100ℓ以上

区分【屋上】

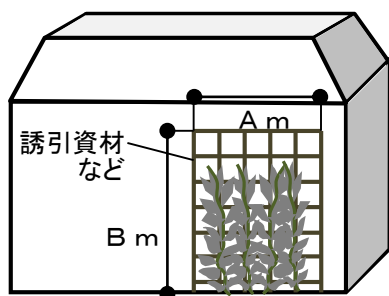
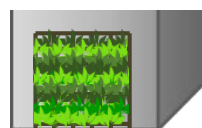


<助成の条件>

- 緑化場所が高さ1.1m以上の転落防止柵で囲まれている
- 対象緑化面積は、植栽基盤の面積とする

(交付額)ア・イの小さい方
ア 15,000円×(A×B)㎡
イ 工事費実費の1/2

区分【壁面】



<助成の条件>

- ツル植物を使用する場合は、植物種の特性に応じて被覆に適した間隔で植え付ける
- 対象緑化面積は、植栽基盤(誘引資材又は緑化パネル)の面積とする(※ツル植物で誘引資材を設置しないときは、登はん又は下垂長さを1メートルとして算定した面積とする)

(交付額)ア・イの小さい方
ア 5,000円×(A×B)㎡
イ 工事費実費の1/2

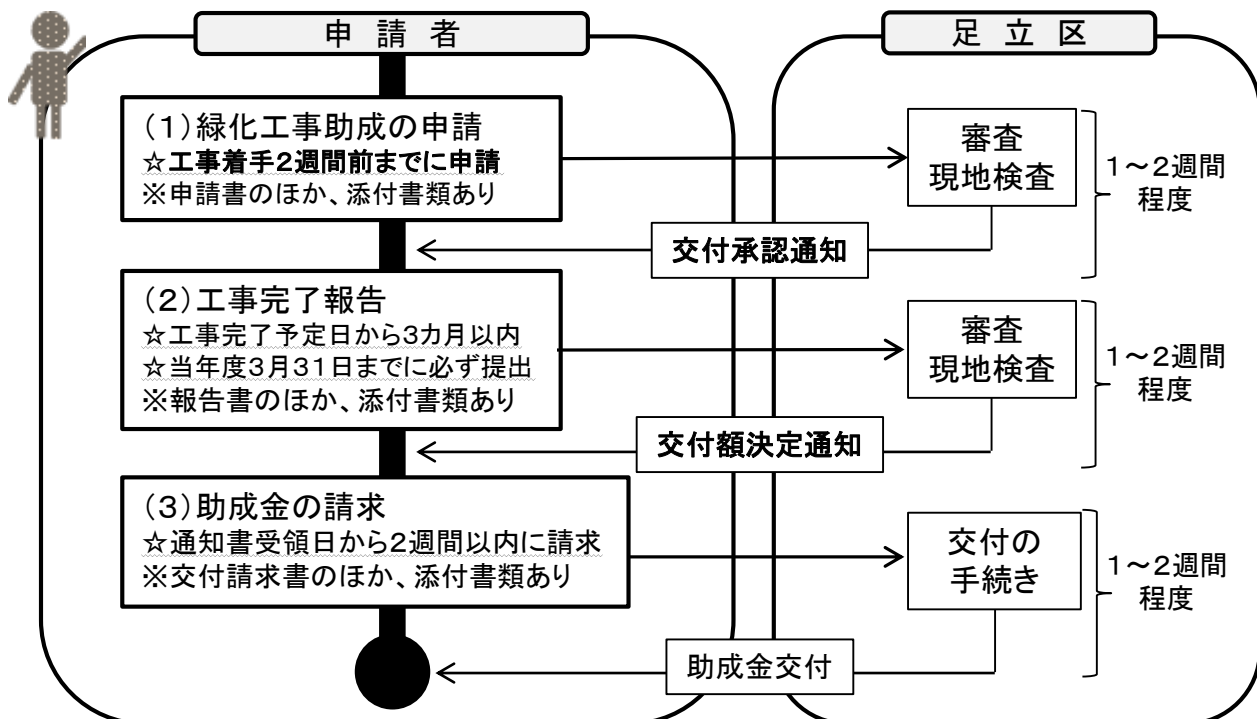
(参考)工事費実費に含まれるものの主な例 <建築物上緑化>

屋上 壁面	○	用土・土壌改良材・植物・支柱・建築物緑化専用資材(防根シート・灌水装置・容量100ℓ以上のプランター等)の材料費及び施工費
	×	給排水設備及び電気設備に係る費用

※工事費実費には諸経費及び消費税を含むものとし、領収書等に交付承認以外の緑化工事範囲を含む諸経費等が一式計上され、分割が困難な場合は、原則として面積で按分して算定した額とする

申請手続きの流れ

必要な書類など、くわしくは
お問合せください。



※工期など、工事内容に変更が生じた場合は、すみやかにご連絡ください。



緑化工事後も、ご協力をお願いします。

- 助成後は、区が提供するプレートが緑地内の道路からよく見える場所に設置してください。
- 助成金交付後5年間は、区の調査及びアンケート等にご協力をお願いします。

この緑地は、足立区緑化工事助成制度を活用し、設置しました。



↑プレート (約30cm)



助成金の交付を取り消すことがあります。

- 虚偽の申請によって助成金の交付を受けたとき。
- やむを得ない理由を除き、助成後5年以内にこの制度の目的に反する改修を行ったとき。
- その他助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等に違反したとき。

〔問合せ・連絡先〕

足立区都市建設部道路公園整備室パークイノベーション推進課緑化推進係

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 (北館4階)

TEL 03-3880-5188 (直通)

FAX 03-3880-5619

E-mail midori@city.adachi.tokyo.jp



この制度は、「足立区緑化工事助成金交付要綱」に基づき実施しています。

令和7年6月発行